徳島県看護師等修学資金貸与事業のご案内

徳島県では、県内で看護職員として働く意思のある看護学生に対して、無利子で修学資金を貸与します。

なお、免許取得後、県内の医療機関等において一定期間従事すれば返還が一部 又は全額免除されます。

対象者

- 1.養成施設修学資金 県内・外の保健師・助産師・看護師及び准看護師の養成所に在学している学生
- 2.修士課程修学資金 看護に関する修士課程に在学している学生(看護師免許取得者に限ります。)

貸与額

設置主体	保健師·助産師·看護師	准看護師	修士課程
国立•公立	32,000円	15,000円	国内 83,000円
民間立	36,000円	21,000円	海外 200,000円

返還免除

■ 1.養成施設修学資金

卒業後1年以内に免許を取得し、その後直ちに、徳島県内の次の返還免除施設に おいて、引き続き5年間勤務したとき

■ 2.修士課程修学資金

修士課程を修了した日から1年以内に、徳島県内の次の返還免除施設において、 引き続き5年間勤務したとき

【返還免除施設】

- ① 病院 ② 診療所 ③ 助産所 ④ 介護老人保健施設 ⑤ 介護医療院
- ⑥ こども家庭センター(助産師に限る)
- ⑦ 介護保険法に基づく居宅サービス事業(訪問看護に限る。)を行う事業所等

返 還

- ■次の場合には、返還しなければなりません。
 - 養成施設修学資金は貸与期間に相当する期間内に、修士課程修学資金は
 - 10年以内に一括、半年賦、月賦のいずれかの方法で返還することになります。
 - ① 退学したとき。
 - ② 県外に就職したとき。
 - ③ 他の業務に従事したとき。
 - ④ 死亡したとき。
 - ⑤ 養成施設修学資金の貸付者が卒業後、1年以内に免許を取得しなかったとき。等

その他

■貸与を受けるにあたっては、連帯保証人を2名立てる必要があります。

お問い合わせ先

■徳島県保健福祉部医療政策課 看護担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL: 088-621-2195 FAX: 088-621-2898